

# 神戸市中央卸売市場業務条例施行規則の改正案について

## 1. 改正の趣旨

卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）の改正を受け、神戸市中央卸売市場業務条例の全部改正を予定しています。これに伴い、改正後の神戸市中央卸売市場業務条例（以下「改正条例」という。）に即して、神戸市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）の改正を行います。

## 2. 改正案の概要（別紙のとおり）

改正条例に即し、所要の規定の新設や文言修正等を行います。また、不要となった規定については削除します。

## 3. 主要な改正事項

### （1）臨時休業及び臨時営業について（改正条例第 7 条関連）

- ・市場において業務を行う者が、開場日に臨時に休業、又は休日に臨時に営業しようとする時の手続きについて、市長の承認制を廃止し、市長への届出制に変更します。

### （2）卸売業務の許認可について（改正条例第 9 条、第 10 条、第 17 条関連）

- ・改正条例第 9 条第 3 項及び第 4 項の規定により、卸売業務の許可申請に必要な記載事項及び添付書類を定めます。
- ・改正条例第 10 条第 1 項に規定する卸売業者の純資産基準額等を定めます。
- ・卸売業務許可証の交付と様式について定めます。
- ・改正条例第 17 条第 3 項の規定により、卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可申請に必要な記載事項及び添付書類を定めます。

### （3）販売原票等の作成・保存（改正条例第 37 条、第 50 条関連）

- ・売渡票及び販売原票並びに売買仕切書の作成とその保存方法・期間について定めます。

### （4）売買補助参加者について（改正条例第 28 条関連）

- ・売買補助参加者の手続きについて、市長の承認制を廃止し、仲卸業者による市長への届出制に変更します。

### （5）関連事業の許可の区分（改正条例第 32 条関連）

- ・関連事業者の数の最高限を廃止し、許可の区分（市場及び業種）について定めます。

- (6) 仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の報告（改正条例第 41 条関連）
- ・卸売業者が仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をするときの許可申請を廃止し、改正条例第 41 条の規定により、当該卸売をしたときの市長への報告に必要な記載事項及び報告期限を定めます。
- (7) 仲卸業者の仕入高等の報告（改正条例第 44 条関連）
- ・仲卸業者の場外買入れの許可申請及び届出を廃止し、改正条例第 44 条の規定により、仲卸業者の仕入高等の市長への報告に必要な記載事項及び報告期限を定めます。
- (8) 卸売業者による売買取引の結果等の報告（改正条例第 47 条関連）
- ・改正条例第 47 条第 1 項の規定により、その日の卸売予定数量及び卸売の数量・価格について、市長に報告する時を定めます。
- (9) 卸売業者による売買取引の結果等の公表（改正条例第 48 条関連）
- ・改正条例第 48 条 1 項の規定により、その日の卸売予定数量、卸売の数量・価格及びその月の奨励金等の交付額について、公表する時を定めます。
- (10) 開設者による売買取引の結果等の公表（改正条例第 49 条関連）
- ・改正条例第 49 条第 1 項の規定により、その日の卸売予定数量及び卸売の数量・価格について、公表する時を定めます。
- (11) 自動車に関する規制（改正条例第 67 条関連）
- ・市長は、市場に自動車を入場させようとする者に対して、適当な措置を講じることができるよう定めます。
- (12) 卸売業者の財務基準（改正条例第 60 条関連）
- ・改正条例第 60 条 1 項に規定する卸売業者の財務基準を定めます。
- (13) その他
- ・市場の適切な業務・管理の運営のために、引き続き必要な事項について定めます。
  - ※ せり人、仲卸業者、売買補助参加者及び売買参加者が業務に従事する際の記章の着用、食肉部の特例（市長の指定する格付機関の格付）、物品の卸売に係る場所の指定（場外指定保管場所）等

#### 4. 施行の期日（予定）

- ・令和 2 年 6 月 2 1 日

## 神戸市中央卸売市場業務条例施行規則改正案の概要

現行の見出し	現行の条番号	改正の方向性	改正内容
趣旨	第1条	継続	現行と同様に規定
用語の定義	第2条	継続	現行と同様に規定
卸売の販売開始時刻及び販売終了時刻	第3条	削除	条文を削除
臨時休業及び臨時営業の承認	第4条	変更	<p>(臨時休業及び臨時営業の届出)</p> <p>・市場において業務を行う者は、開場日に臨時に休業し、又は休日に臨時に営業しようとするときは、市長に届け出なければならない。</p>
—	—	新設	<p>(卸売業者の許可申請)</p> <p>・改正条例第9条第4項で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>①定款</p> <p>②登記事項証明書</p> <p>③貸借対照表、損益計算書及び事業計画書</p> <p>④業務を執行する役員の履歴書、市区町村長の発行する身分証明書及び改正条例第9条第5項第3号イ又はウに該当しないことを誓約する書面</p> <p>⑤株主、出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面</p> <p>⑥①～⑤に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類</p>

現行の見出し	現行の条番号	改正の方向性	改正内容
—	—	新設	<p>(純資産額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正条例第10条第1項に規定する規則で定める純資産基準額は、<b>別表</b>(別添のとおり)に掲げる取扱品目の部類ごとに、同表に掲げる当該事業年度の開始日前1年間の卸売の金額(改正条例第9条1項の許可を受けて1年経過しない者については、事業計画書に記載した最初の事業年度の開始日以後1年間の卸売の予定金額)の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額とする。</li> <li>改正条例第10条第3項の規定による申出をしようとする者は、市長に申出書を提出しなければならない。</li> </ul>
保証金等	第5条	継続	現行と同様に規定
	別表1	変更	加工水産物部に係る項目を削除
—	—	新設	<p>(許可証の交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市長は、改正条例第9条第1項の規定により、卸売の業務を許可したときは、卸売業務許可証を交付するものとする。<b>(様式)</b>は別添のとおり</li> </ul>
せり人の登録申請	第6条	削除	条文を削除
せり人の登録の更新	第7条	削除	条文を削除
せり人の登録の認定	第8条	削除	条文を削除

現行の見出し	現行の条番号	改正の方向性	改正内容
せり人の登録証の携帯等	第9条	変更	(せり人章の交付及び着用) <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、卸売業者が改正条例第21条第1項の届け出をしたときは、当該せり人に対して様式第2号によるせり人章を交付するものとする。</li> <li>・せり人は、卸売の業務に従事するときは、せり人章を着用しなければならない。</li> </ul>
	様式第1号	削除	様式を廃止
	様式第2号	継続	現行と同様に規定
—	—	新設	(事業の譲渡し及び譲受けの認可申請) <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正条例第17条第3項の規定により同条第1項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。</li> <li>①譲渡人及び譲受人の名称及び住所</li> <li>②譲り渡す事業に係る取扱品目の部類</li> <li>③譲渡し及び譲受けの年月日</li> <li>④譲渡し及び譲受けをする理由</li> <li>・提出する書面には、当該事業譲渡契約書の写しのほか、譲受人に係る書類（卸売業者の許可申請に係る書類と同様）を添付しなければならない。</li> </ul>
—	—	新設	(合併又は分割の認可申請) <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正条例第17条第3項の規定により同条第2項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。</li> <li>①合併又は分割に係る当事者の名称及び住所</li> <li>②合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により当該業務を承継する法人の名称及び住所</li> <li>③合併又は分割の方法及び条件</li> <li>④合併又は分割の年月日</li> <li>⑤合併又は分割をする理由</li> <li>・提出する書面には、当該合併に係る契約書の写し(合併の場合に限る。)及び合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により当該業務を承継する法人に係る書類（卸売業者の許可申請に係る書類と同様）を添付しなければならない。</li> </ul>

現行の見出し	現行の条番号	改正の方向性	改正内容
帳簿等の届出及び保存	第11条第1項	削除	条文を削除
	第11条第2項	変更	(販売原票等の保存) ・売渡票及び販売原票並びに売買仕切書は、紙又電磁的記録で5年間保存しなければならない。
農林水産大臣に提出する書類	第12条	削除	条文を削除
届出事項	第13条	変更	(卸売業者の届出の該当事由) ・改正条例第18条第1項第4号で定める事由が生じたときは、次の各号に掲げるときとする。 ①卸売業者(その業務を執行する役員を含む。)が破産手続開始の決定を受けたとき又は刑事事件について起訴されたとき。 ②定款の変更その他株主総会又は社員総会の決議があったとき。 ③①、②のほか、市長が必要があると認めるとき。

現行の見出し	現行の条番号	改正の方向性	改正内容
仲卸業務の許可申請	第14条	変更	<p>・改正条例第22条第4項で定める書類は、申請者が個人であるときは、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>①履歴書、写真及び市区町村長の発行する身分証明書  ②資産調書及び事業計画書  ③申請者が改正条例第22条第5項イ、ウ又はオに該当しないことを誓約する書面  ④①～③のほか、市長が必要があると認める書類</p> <p>・改正条例第22条第4項で定める書類は、申請者が法人であるときは、次に掲げる書類とする。</p> <p>①定款  ②登記事項証明書  ③貸借対照表、損益計算書及び事業計画書  ④業務を執行する役員の履歴書、市区町村長の発行する身分証明書及び改正条例第22条第5項イ、ウ又はオに該当しないことを誓約する書面  ⑤株主、出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面  ⑥①～⑤のほか、市長が必要があると認める書類</p>
保証金等	第15条	継続	現行と同様に規定
許可証の交付及び記章の着用	第16条	継続	現行と同様に規定
	様式第3号	継続	現行と同様に規定

現行の見出し	現行の条番号	改正の方向性	改正内容
売買補助参加者	第17条	変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲卸業者は、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な場合は、売買補助参加者(仲卸業者の役員又は使用人で、卸売業者の行う卸売に参加する者をいう。以下同じ。)を置くことができる。</li> <li>・仲卸業者は、売買補助参加者の氏名を市長に届け出なければならない。</li> <li>・市長は、仲卸業者が前項の届け出をしたときは、当該売買補助参加者に対して、売買補助参加章を交付するものとする。</li> <li>・売買補助参加者は、仲卸しの業務に従事するときは、前項の記章を着用しなければならない。</li> <li>・仲卸業者は、売買補助参加者に変更がある場合は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。</li> </ul>
	様式第4号	削除	様式を廃止
事業の譲渡し及び譲受けの認可申請	第18条	継続	現行と同様に規定
合併又は分割の認可申請	第19条	継続	現行と同様に規定
承継の認可申請	第20条	継続	現行と同様に規定
届出事項	第21条第1項	継続	現行と同様に規定（現行施行規則第21条第1項第1号工は削除）
	第21条第2項	削除	条文を削除

現行の見出し	現行の条番号	改正の方向性	改正内容
事業報告書の提出	第21条の2	継続	現行と同様に規定
承認の基準	第22条	削除	条文を削除
承認申請	第23条	削除	条文を削除
承認の更新	第24条	削除	条文を削除
承認証の交付及び記章の着用	第25条第1項	変更	(売買参加者章の交付及び着用) ・市長は、卸売業者が改正条例第30条の届け出をしたときは、当該売買参加者に対して売買参加者章を交付するものとする。
	様式第5号	削除	様式を廃止
	第25条第2項	継続	現行と同様に規定
届出事項	第26条	削除	条文を削除

現行の見出し	現行の条番号	改正の方向性	改正内容
関連事業の許可	第27条	継続	現行と同様に規定
	様式第6号	継続	現行と同様に規定
関連事業者の数の最高限度	第28条	変更	(関連事業者の許可の区分) ・関連事業者の数の最高限度についての規定を削除 ・関連事業者の許可の区分(市場及び業種)については現行と同様に規定
保証金等	第29条	継続	現行と同様に規定
届出事項	第30条 第1項	削除	条文を削除
	第30条 第2項	継続	現行と同様に規定
即日販売の原則	第32条	削除	条文を削除
売買取引の単位	第34条	削除	条文を削除
上場単位	第35条	削除	条文を削除

現行の見出し	現行の条番号	改正の方向性	改正内容
物品の下見	第36条	削除	条文を削除
食肉部の特例	第37条	継続	現行と同様に規定
条件付委託物品の販売	第38条	削除	条文を削除
価格の表示	第39条	削除	条文を削除
せり売	第40条	削除	条文を削除
入札	第41条	削除	条文を削除
	様式第7号	削除	様式を廃止
入札の無効	第42条	削除	条文を削除
せり直し又は再入札	第43条	継続	現行と同様に規定
卸売をしていない物品の搬出の禁止	第46条	削除	条文を削除

現行の見出し	現行の条番号	改正の方向性	改正内容
販売方法の設定等の届出	第47条	削除	条文を削除
相対取引の方法に係る承認申請	第48条	削除	条文を削除
卸売業者の市場外における販売に係る承認の申請	第48条の2	削除	条文を削除
仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の許可申請	第49条	変更	<p>(仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売の報告)</p> <p>・改正条例第41条の規定により、卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、その月の当該卸売に係る次に掲げる事項を翌月の10日までに市長に報告しなければならない。</p> <p>①卸売業者の名称</p> <p>②当該物品の品目、産地、数量、卸売価格及び出荷者並びに卸売の相手方</p>
市場外にある物品の卸売の禁止	第50条	削除	条文を削除
	別表2	削除	別表を廃止
場外買入れの許可基準	第51条	削除	条文を削除

現行の見出し	現行の条番号	改正の方向性	改正内容
場外買入れの許可申請等	第52条	変更	<p>(仕入高等の報告)</p> <p>・仲卸業者は、改正条例第44条第1項の規定により、当該市場の卸売業者から買い受けた毎月の仕入高(仕入れに係る物品の単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額に当該物品の総数を乗じた額をいう。)を翌月の10日までに市長に報告しなければならない。</p> <p>・仲卸業者は、改正条例第44条第2項の規定により、当該市場の卸売業者以外の者から買入れ又は販売の委託を引き受けて販売したときは、その月の当該販売に係る次に掲げる事項を翌月の10日までに市長に報告しなければならない。</p> <p>①仲卸業者の氏名又は名称</p> <p>②当該物品の品目、数量、買入れ又は受託の相手方</p> <p>③当該物品の販売金額(消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものをいう。)</p>
売渡票及び販売原票	第53条	継続	現行と同様に規定
	様式第8号	継続	現行と同様に規定
買受人の明示	第54条	削除	条文を削除
引取遅延物品その他の届出	第55条	削除	条文を削除
保管費用及び差額の支払日	第56条	削除	条文を削除

現行の見出し	現行の条番号	改正の方向性	改正内容
物品の卸売に係る場所の指定等	第57条	変更	<p>(物品の卸売に係る場所の指定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、市場における入荷量の変動に対応し、円滑な流通を確保するため、市場の周辺の地域における一定の場所を、当該市場に出荷された生鮮食料品等を搬入して卸売をする場所として指定することができる。</li> <li>・指定を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した書面に指定を受ける場所にある施設の種類及び規模並びに指定の必要性を記載した書面並びにその位置図を添付して市長に提出しなければならない。</li> </ul> <p>①申出者の名称  ②指定を受ける場所の所在地及びその場所にある施設の名称  ③指定を受ける場所にある物品の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定を必要としなくなった卸売業者は、遅滞なく次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。</li> </ul> <p>①届出者の名称  ②指定を受けた場所の所在地及びその場所にある施設の名称  ③指定を受けた場所にある物品の種類  ④指定を必要としなくなった理由</p>
仲卸業者の市場外における販売及び場外施設の設置	第58条	削除	条文を削除
受託契約約款	第59条	変更	記載事項については現行と同様に規定承認（変更）の申請については削除

現行の見出し	現行の条番号	改正の方向性	改正内容
受領通知	第60条	削除	条文を削除
受託物品損傷 検査	第61条	削除	条文を削除
	様式第9号	削除	様式を廃止
	様式第10号	削除	様式を廃止
取扱品目以外の受託届出	第62条	削除	条文を削除
委託者不明物品の届出	第63条	削除	条文を削除
売買仕切書	第64条	継続	現行と同様に規定
	様式第11号	継続	現行と同様に規定
委託手数料率の届出	第65条	削除	条文を削除
委託手数料率の区分	第65条の2	削除	条文を削除
委託手数料率に係る有効期間の始期及び終期	第65条の3	削除	条文を削除
委託手数料率の変更の届出	第65条の4	削除	条文を削除

現行の見出し	現行の条番号	改正の方向性	改正内容
委託手数料率の変更の制限等	第65条の5	削除	条文を削除
卸売業者の諸支出金の承認申請	第66条	削除	条文を削除
卸売予定数量の報告	第67条	変更	<p>(卸売業者による売買取引の結果等の報告)</p> <p>・改正改正条例第47条第1項の規定による報告は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>①改正条例第47条第1項第1号に掲げる事項については、その日の卸売の販売開始時刻までに行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、市長が指定する時刻までに行うものとする。</p> <p>②改正改正条例第47条第1項第2号に掲げる事項のうち市長が指定する物品にあっては、その日の正午までに、当該物品以外の物品にあっては、その日の卸売が終了した後直ちに行うものとする。</p>
卸売業者による卸売予定数量等の公表	第68条	変更	<p>(卸売業者による売買取引の結果等の公表)</p> <p>・改正条例第48条第1項の規定による公表は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>①改正条例第48条第1項第1号に掲げる事項については、その日の卸売の販売開始時刻までに行うものとする。</p> <p>②改正条例第48条第1項第2号に掲げる事項については、その日の卸売が終了した後速やかに行うものとする。</p> <p>③改正条例第48条第1項第3号に掲げる事項については、その月の10日までに行うものとする。</p>
公表の方法	第69条	変更	<p>(開設者による売買取引の結果等の公表)</p> <p>・改正条例第49条第1項の規定による公表は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>①改正条例第49条第1項第1号に掲げる事項については、市長が卸売業者から改正条例第47条第1項第1号に規定する事項について報告を受けたとき、速やかに行うものとする。</p> <p>②改正条例第49条第1項第2号に掲げる事項については、市長が卸売業者から改正条例第47条第1項第2号に規定する主要な品目について報告を受けたとき、速やかに行うものとする。</p>

現行の見出し	現行の条番号	改正の方向性	改正内容
卸売代金の 変更	第70条	削除	条文を削除
集荷計画	第71条	削除	条文を削除
物品の品質管 理の方法	第71条の 2	削除	条文を削除
施設の指定等	第72条	継続	現行と同様に規定
	様式第12号	継続	現行と同様に規定
	第73条	継続	現行と同様に規定
	第74条	削除	条文を削除
	第75条	削除	条文を削除
使用料	第76条	継続	現行と同様に規定
	別表第3	変更	仲卸業者市場使用料に係る項目の規定を下記のとおり変更 次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額 (1) 仲卸業者が、当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて又は販売の委託を引き受けて販売した生鮮食料品等の売上金額(消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものをいう。)に1,000分の2.5を乗じて得た額 (2) (1)に掲げる額に100分の10を乗じて得た額
	第77条	継続	現行と同様に規定

現行の見出し	現行の条番号	改正の方向性	改正内容
使用料の計算方法	第78条	継続	現行と同様に規定
	第79条	継続	現行と同様に規定
使用料の納付期限	第80条	継続	現行と同様に規定
施設の模様替等	第81条	継続	現行と同様に規定
施設の返還	第82条	継続	現行と同様に規定
施設の補修等	第83条	継続	現行と同様に規定
蔵置する物品	第84条	継続	現行と同様に規定
入場の制限又は禁止	第96条	継続	現行と同様に規定
健康診断の指示	第97条	継続	現行と同様に規定

現行の見出し	現行の条番号	改正の方向性	改正内容
自動車に関する規制	第98条	変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場に入場させることができる自動車は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</li> <li>①市場施設の使用者が所有する自動車</li> <li>②卸売業者に対して物品を搬入する自動車</li> <li>③買出人の所有する自動車</li> <li>④その他市長において必要と認める自動車</li> <li>・市長は、市場に自動車を入場させようとする者に対して、適切な措置を講じることができる。</li> </ul>
	第99条	削除	条文を削除
清掃等の義務	第100条	継続	現行と同様に規定
使用人の届出	第101条	継続	現行と同様に規定
身分を示す証明書	第102条	継続	現行と同様に規定
	様式第13号	継続	現行と同様に規定

現行の見出し	現行の条番号	改正の方向性	改正内容
提示事項	第103条	変更	<p>・市長は、次に掲げる場合は、当該事項を市場の掲示場に掲示するものとする。これらに変更があったときも、同様とする。</p> <p>①改正条例第7条第2項の規定により、休日に開場し、又は休日以外の日に休業することを定めたとき。</p> <p>②卸売業者が卸売の業務を開始し、休止し、若しくは再開したとき、又は卸売の業務を停止し、若しくは廃止したとき。</p> <p>③卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の業務を許可し、停止し、又はこれの者が資格を失ったとき。</p> <p>④改正条例第17条第1項の規定により、卸売業者の事業の譲渡しを認可したとき、又は同条第2項の規定により卸売業者たる法人の合併を認可したとき。</p> <p>⑤改正条例第26条第1項の規定により、仲卸業者の事業の譲渡しを認可したとき、又は同条第2項の規定により仲卸業者たる法人の合併を認可したとき。</p> <p>⑥改正条例第27条第1項の規定により、仲卸業務の承継を認可したとき。</p> <p>⑦改正条例第61条第1項及び第3項の規定により、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、これらの者の代表者又は代理人又は使用人の市場への入場を停止したとき。</p> <p>⑧改正条例第63条第2項の規定により、市長自ら卸売の業務を行うとき。</p> <p>⑨①～⑧のほか、市長が掲示の必要があると認めたとき。</p>
卸売業者の委託者への通知事項	第104条	継続	現行と同様に規定

現行の見出し	現行の条番号	改正の方向性	改正内容
—	—	新設	<p>(卸売業者の財務基準)</p> <p>・改正条例第60条第1項に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>①流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が1を下った場合</p> <p>②資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が0.1を下った場合</p> <p>③連続する3期以上の事業年度において、経常損失が生じた場合</p>
仲卸業者の財務基準	第105条	継続	現行と同様に規定
施行規則の細目	第106条	継続	現行と同様に規定

別表（純資産基準額関係）

取扱品目の部類	卸売金額	純資産基準額
青果部	50億円未満	3,000万円
	50億円以上 100億円未満	6,600万円
	100億円以上 200億円未満	1億5,000万円
	200億円以上 300億円未満	2億7,000万円
	300億円以上 400億円未満	3億6,000万円
	400億円以上 500億円未満	4億5,000万円
	500億円以上 700億円未満	6億円
	700億円以上 1,000億円未満 1,000億円以上	7億5,000万円 12億円
水産物部	50億円未満	3,000万円
	50億円以上 100億円未満	6,600万円
	100億円以上 200億円未満	1億5,000万円
	200億円以上 300億円未満	2億7,000万円
	300億円以上 400億円未満	3億6,000万円
	400億円以上 500億円未満	4億5,000万円
	500億円以上 700億円未満	6億円
	700億円以上 1,000億円未満 1,000億円以上	7億5,000万円 12億円
食肉部	50億円未満	1,000万円
	50億円以上 100億円未満	2,200万円
	100億円以上 200億円未満	5,000万円
	200億円以上 300億円未満	9,000万円
	300億円以上 400億円未満	1億2,000万円
	400億円以上 500億円未満	1億5,000万円
	500億円以上	2億円
花き部	10億円未満	450万円
	10億円以上 20億円未満	1,500万円
	20億円以上 30億円未満	2,400万円
	30億円以上 50億円未満	3,900万円
	50億円以上 100億円未満	7,500万円
	100億円以上	1億5,000万円

様式（許可証の受付関係）

番号	_____	
卸 売 業 務 許 可 証		
氏名又は名称		
上記の者に対し、神戸市中央卸売市場 場 部の卸売業務を許可する。		
年	月	日
神戸市長		印